

第10次三木市交通安全計画（概要版）

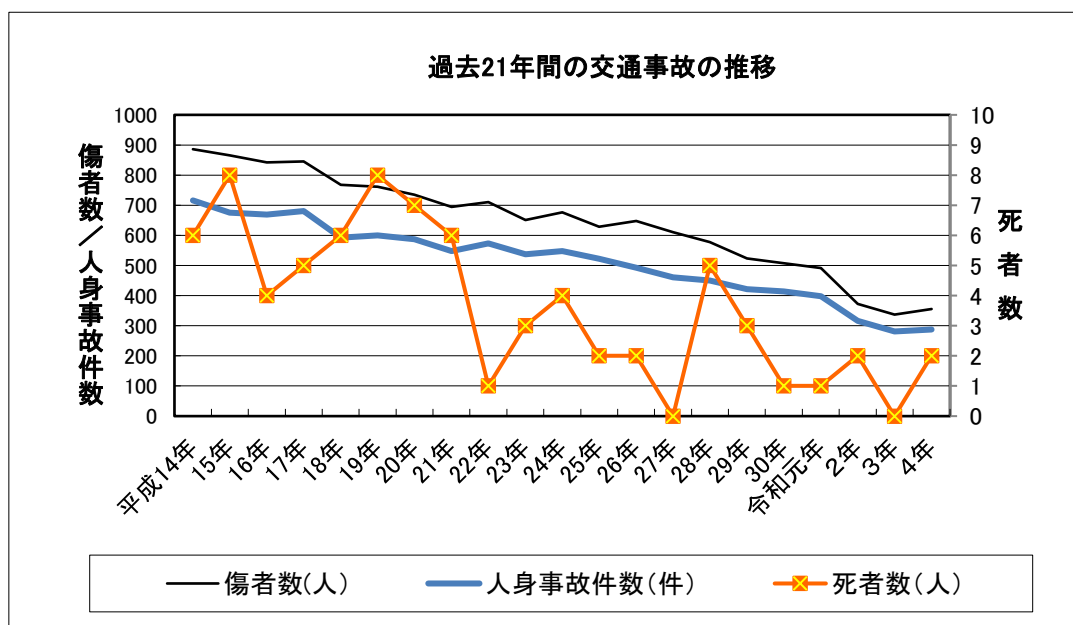
本計画は、交通安全対策基本法第26条に基づき、令和5年度から9年度までの5年間の交通安全に関する市の基本的な方針を定めたものです。本市の交通状況や社会情勢等を踏まえ、「高齢者や子ども等の交通弱者の安全確保」を最重点に取組みます。

なお、具体的な交通安全対策は、三木市総合計画の中で打ち出している安全・安心なまちづくりの基本方針を踏まえ、年度毎に個別に定める「三木市交通安全市民運動実施要綱」や「子どもの移動経路交通安全プログラム」等において実施します。

1 交通安全についての目標

(1) 三木市の交通事故の現状

- ・第9次計画期間中（平成23年～27年）の死者数は11人で、目標の25人を大きく下回った。
- ・年間傷者数は最大676人で目標の695人を下回った。
- ・第9次計画期間直後の平成28年から令和4年までの7年間の死者数は14人、年間傷者数は最大578人で、死者数、傷者数ともに減少傾向にある。



(2) 交通環境を取り巻く状況

- ・本格的な人口減少と少子高齢化社会が進行している。
- ・高齢者の死者数は全体の約6割を占める。
- ・横断歩道に関する交通ルールの周知が必要である。
- ・自転車の利用者の増加が見込まれる。
- ・日本の交通ルールについて外国人に対する交通安全教育が必要である。

(3) 交通安全計画における目標

ア 本計画における死者数は5年間で10人を下回ることとする。

イ 本計画における年間の傷者数は492人を下回ることとする。

指標	区分	第9次計画 (H23~H27)		第9次計画期間直後 (H28~R4)		第10次計画 (R5~R9)
		目標	実績	目標	実績	目標
死者数	期間総数	25人	11人	-	14人	10人未満
	年平均	5人	2.2人	-	2.0人	2.0人未満
傷者数	年最大	695人	676人	-	578人	※492人未満

※第10次計画の傷者数の目標は、第9次計画直後からの7年間のうち、新型コロナウイルス感染症による行動制限のあった直近3年間を除いた期間の最低傷者数

2 交通安全についての対策（主な事項）

(1) 交通環境の整備

自転車

- ◆「三木市自転車活用推進計画」に基づき、自転車専用通行帯等の整備を進め、自転車通行空間の創出の推進。
- ◆正しい乗り方や交通ルールの普及啓発による自転車の安全利用の促進。

生活道路

- ◆「子どもの移動経路交通安全プログラム」に基づく通学路等の安全・安心な通行空間の創出の推進。
- ◆快適な通行空間の十分な確保及び、視覚障がい者誘導用ブロックや歩行者用案内標識が整った歩道の整備。

(2) 交通安全思想の普及徹底

安全教育

- ◆幼児、小学生、中学生、高齢者、障がい者に対する交通安全教室の実施。
- ◆外国人に対する交通安全講習会への参加の促進。

普及啓発

- ◆交通ルールの周知や横断歩道合図（アイズ）運動の推進による横断歩行者の安全確保。
- ◆高齢運転者による事故の被害軽減に効果が期待できる先進安全技術装備の必要性についての啓発の推進。

(3) 救助・救急活動の充実

救助・救急

- ◆交通事故による救助・救急活動を適切に実施するための救助体制の整備及び救急体制の充実。
- ◆早期医療介入による傷病者の予後改善をめざした、ドクターカーやドクターヘリ等の活用の促進。